

『罪と罰』と同時代のジャーナリズム

番 場 俊

1. 問題の所在

ドストエフスキーの『罪と罰』（1866年）と同時代のジャーナリズムの骨がらみの関係はよく知られている。B. B. ダニーロフの古典的研究は、『罪と罰』の舞台となった1865年のペテルブルクの酷暑、火事の高発、飲酒問題、路上喫煙など、小説中のあらゆる細部が当時の新聞記事によって裏付けられることを明らかにした²。おなじくグロスマンも、この小説が、金融危機、司法改革、道徳統計学や精神医学といったテーマをめぐる当時のロシアで沸き起こっていた議論を忠実に反映している点を強調し、「『罪と罰』は『1865年』と名づけることもできたであろう」と述べている³。そもそも『罪と罰 *Преступление и наказание*』という題名そのものが、ジャーナリズムの精神からの小説の誕生を告げていた。犯罪、刑罰、監獄といった問題は、1860年代ロシアの論壇の中心的テーマであり、ドストエフスキーが兄ミハイルとともに編集していた雑誌『時代』も、ベッカリアの精神を継承しつつ、「監視と処罰」をめぐる西欧の議論を概観したポポフの論文「犯罪と刑罰 *Преступления и наказания*」を掲載していたのである⁴。

ドストエフスキーが『ロシア通報』編集者のカトコフに小説の構想を述べた有名な手紙（1865年9月10日—15日に書かれたと推定されている下書き）は繰り返し引用されてきたが、こうした作家の問題意識を如実に示しており、省略するわけにはいかない。

これは一つの犯罪の心理的な報告書なのです。

舞台は現在、今年です。大学を除籍になった町人出の若者が極端な貧乏のうちに暮らしているのですが、軽はずみで、思想的に動揺しているために、時代の空気となっていたある奇妙な「未完成の」思想に屈して、自分のみじめな境遇から一挙に抜け出そうと決心します。[…]

私はこれを、まさに、教養ある新しい世代の人間のケースで発展させてみたかったのです。そのほうが思想がはっきり手に取るように見えるでしょうから。ごく最近のいくつかの出来事が、私の題材 *сюжет* が突飛なものではまったくないことを確信させてくれました。まさしく、殺人犯が、教養があり、優れた資質すら備えた若者だという点です。去年（確か）モスクワで、モスクワ大学騒擾の後に除籍になった学生が郵便馬車を襲撃して配達人を殺そうとしたという話を聞きました。わが国の新聞には、恐ろしい事態を引き起こしつつある極度の思想的動揺の痕跡が、まだいくつも見つかります。（本人との取り決めで少女を納屋で殺し、一時間後、朝食を食べているところを逮捕された神学生、その他。）一言でいえば、現代が私の題材を幾分か正当化してくれていると確信しているのです。⁵

「時代の空気」を新聞から読み取り、1865年のペテルブルクで現実に起こりうる事件として、一つの殺人事件とその経過の「報告書」を作成すること——かかる作家の決意表明をうけて、後の研究者たちが、『罪と罰』の発想源となった事件報道を当時の新聞雑誌のなかに捜しまわったのも無理もない。これまでの先行研究の成果を集大成したアカデミー版全集の註は、直接的・間接的にラスコーリニコフの犯罪のヒントになった可能性のある事件報道として、以下のものをあげている。

- (1) 『時代』誌に、ドストエフスキー自身の手になると思われる序文つきで掲載された、フランスの犯罪者ピエール・フランソワ・ラスネールの生涯と訴訟の記録（“Процесс Ласенера”, *Время*, 1861, № 2）。翻訳の底本は Armand Fouquier, *Causes célèbres de tous les peuples, édition illustrée*, t. 1, Paris, 1857. であることが判明している(XIX, 284)。
- (2) 29歳の退役中尉ニキチェンコによるパリのロシア大使館員の殺人未遂事件（『声 *Голос*』紙, 1865年8月24-25日, 第233-234号）。
- (3) 商人の息子ゲラシム・チストフ（27歳）による二人の老婆の殺害事件（『声』紙, 1865年9月7-10日, 13日, 第247-250, 253号）。
- (4) 19歳のグルジア人公爵ミケラーゼによる高利貸ベックとその料理女の殺人事件（『声』紙, 1865年9月9日, 9月30日, 10月6日, 第249, 270, 276号）。
- (5) モスクワで起きた5%割増金付内債証書の額面変造事件（『モスクワ報知 *Московские ведомости*』紙, 1865年9月10日, 10月5日, 第197, 216号）。共犯者の一人ネオフィートフは万国史の教授であり、ドストエフスキーの母方の遠戚でもあった。

先の手紙のなかの、典拠が確められていない二つの事件（(6) 元学生の郵便馬車襲撃, (7) 神学生の少女殺害）を含めれば、合計七つもの事件が『罪と罰』の構想に関わっていることになる。もちろん、このすべてが同等の重要性をもっていたわけではなく、重点の置き方は研究者によって異なる。多くはラスネール事件とチストフ事件のどちらか、あるいはその両方に焦点を当てているが、例えばオルナツカヤは、チストフ事件について、二人の老婆の殺害、凶器の斧、犯行時刻といった点で『罪と罰』との共通点は認めるものの、チストフは先の手紙が言う「教養があり、優れた資質すら備えた若者」とは認めがたいとして、むしろミケラーゼ事件を重視し、とりわけその自供の状況（「精神的に動揺して、聖画像の前に跪き、祈りはじめ、泣き出すと、殺したのは自分だと自供した」）に注意を促している⁶。この見解は、チストフ事件の重要な細部——雪に埋めて隠された盗品、チストフがラスコーリニコフ（分離派教徒）とされていること——を見逃しているという欠点はあるものの、概ね妥当なように思われる。実際、「ほとんど文盲」であり、法廷で捜査官から受けた手荒い扱いを哀れっぽく訴えるばかりのこの人物が、あのラスコーリニコフの原型であったとは信じがたい⁷。だが、それだけだろうか。

これらの新聞や雑誌の記事に実際に眼を通してまず驚かされるのは、チストフに限らず、これらの事件のどれ一つとして、まっすぐラスコーリニコフの人物像につながっているようには見えないという事実である。社会に反抗する犯罪詩人という点ではラスネールが⁸、犯行の細部においてはチストフ事件が、精神的な欲求による罪の告白という点ではミケラーゼとネオフィートフの事件が近いと言えようが（VII, 376）、共通点はその程度だ。

日付から言っても、先の手紙で念頭に置かれていた可能性が一番高いと思われるニキチェンコ事件にしても、『声』紙の報道を読む限り、大使館員に向かってニースにいる皇帝に会う金をくれなどと唐突に言い出すこの男からは、ある種の精神錯乱の徴候を感じるばかりである。『悪霊』（1871-72年）とは事情が違うのだ。『罪と罰』は一つの事件を決定的な契機にして書かれた作品ではない。しかし、様々な事件の細部をモザイクのように寄せ集めることでラスコーリニコフの形象が出来上がったと考えるのも安易すぎる。

さらに、作品中で、ニキチェンコ事件、債券変造事件、元大学生の郵便馬車襲撃事件の三つに言及しているのが、こともあろうに、当今の社会問題に関する気のきいた意見を披露して若者の歓心を得ようとする俗物のルージンであることを忘れてはならない（VI, 117-118）。ドストエフスキーは、「犯罪と社会環境」に関する社会主義者たちへの自らの反論も、副次的人物のラズミーヒンに言わせている（VI, 196-197）。詩人は他人のことも自分の言語で語るのに対し、小説家は自分のことも他者の言語で語ろうとするというパフチンの命題⁹の模範的な例であり、『罪と罰』とジャーナリズムの言説の関係に関しては、小説のポリフォニックな構造に配慮した慎重な取り扱いが必要になってくる。時代の大きい論争は、副次的人物たちの無駄話のなかに分散させられている。社会批評家ドストエフスキーのイデオロギー的な立場や、先の手紙で述べられた「思想」から、『罪と罰』というテキストが自然と出てくるわけではない。言い換えれば、ジャーナリズムが「なにを言ったか」という観点からでは、『罪と罰』と同時代のジャーナリズムの関係を構造的に把握することはできないのである。では、問題はどこに求めるべきなのか。

当然予想される解答は、ジャーナリズムが「いかに言ったか」になるだろう。実際、アカデミー版の註に示された『罪と罰』の典拠を一つ一つ確認するという骨の折れる作業がもたらす第二の驚きは、ラスコーリニコフの犯罪に関する新聞・雑誌記事の形式的多様性である。これまでの研究においてただその内容面のみが検討されてきた資料は、一人称の回想あり、回想から再構成された伝記あり、公判記録ありと、きわめて異質で多様な形式と文体にわたっている。ここで、『罪と罰』の構想段階においてドストエフスキーがもっとも苦心していたのが、一人称から三人称への転換という、まさしく叙述形式の問題であったことを思い起こすなら、これらのジャーナリズムの形式的特徴と『罪と罰』のそれとを比較してみてもどうかという考えが自然と浮かぶ。

問題は文体だけにとどまらない。「ジャーナリズム」ということで一括りにされがちな新聞と雑誌だが、当時のロシアにおいて一種の読書スペースの役割を果たしていた菓子店の様子を描いたペリンスキーの次の一節（「ペテルブルクとモスクワ」、1845年）をみれば、新聞と雑誌の、いわば読書行為論的な違いを無視することはできなくなる。

菓子店は人でいっぱいだ。ドイツ人やフランス人その他の外国人、土地の者もよその者も、飲み、食べ、新聞を読んでいる。ロシア人はいっそうさかんに飲み、食べているが、『蜜蜂』〔＝『北方の蜜蜂』紙〕や『傷痕軍人』〔＝『ロシアの傷痕軍人』紙〕に目を通している者もあり、ときには、便利なようにと部分ごとに分けて特別の冊子に製本しなおした厚い雑誌¹⁰をじっと読んでいたりもする。¹¹

『罪と罰』が書かれた1860年代半ばは、社会のあらゆる問題を網羅的に扱ってロシアの文

学活動の中心となってきた月刊の「厚い雑誌」の優位が、より広範な読者層の獲得を目指した日刊新聞によって緩やかに覆られていく変化の始まりを告げる時期であった。部門別に特別に製本され、熟読されて、党派の争い的手段となった月刊総合誌に対して、べらべらの紙に印刷され、読み終わるとすぐに捨てられる新聞が、新しいメディアとして自らの権利を主張しはじめた歴史的瞬間だったのである¹²。そして、グロスマンによれば、ドストエフスキーを他の作家たちから際立たせていたものは、まさしく新聞への愛であった。「ドストエフスキーには、彼のような知識人タイプの人々によく見られた新聞ぎらいはない。ホフマンやショーペンハウアーやフローベールが公然と口にしていて、日刊紙に対する軽蔑にみちた嫌悪感を抱いたことがないのである。彼らと違ってドストエフスキーは好んで新聞記事に読みふけり、この「まさしく現実でありながらもっとも難解な事実」に無関心な同時代の作家たちを非難していた¹³。だから、ドストエフスキーとジャーナリズムの関係は、まさしく比較メディア論の問題として考えられねばならない。それは、いわゆる思想史の枠にはおさまりきれない問題を孕んでいるはずである。

2. 犯罪者の一人称

ドストエフスキー兄弟の月刊誌『時代』は、1861年第2号の「ラスネール訴訟」を皮切りに英仏のいくつかの著名な裁判記録を掲載するが、1864年の司法改革にむけたジャーナリズムの論争が沸騰するなかで、様々な理論的・抽象的問題に対する応用篇として西欧の著名な裁判事例を紹介しようという試みは、なにも『時代』編集部の特創ではなかった¹⁴。ここで興味深いのは、こうした犯罪裁判の記録集というジャンルが、きまって「小説的なもの」に対する自らの権利を主張していることである。「ラスネール訴訟」に付された『時代』編集部の註は言う。「これら〔＝著名な刑事裁判〕はどんな小説よりも面白い。人間の魂の暗い側面に光を当てているからである」(XIX, 89)。1866年に法学者リユバフスキーは、やはり西欧の裁判事例を集めた書物の序文において、ほとんど同じ言葉遣いで裁判記録と小説の関係について述べている。「一般に刑事事件は読者公衆に多くの興味深い側面を示してくれる。それは人間の内面的な生のもっともひそかな秘密を、しかもそのもっとも重大な瞬間において、明らかにする」。それゆえ「著名な刑事訴訟が、細部の興味深さという点で小説の興味深さに劣らないことは間違いない¹⁵。『罪と罰』の連載完結直後に出た書評は、司法改革によってロシア本国の裁判事例が刊行されつつある事態をうけて、いっそうあからさまに、小説と裁判記録の代替可能性を主張することになるだろう。「新しい裁判所が開かれるにつれて、わが国の文学において近年こんなにも増加した犯罪物語や小説 *уголовные повести и романы* は、すべてひとりでに終わりになるだろうと思う。本物の裁判を読んだほうが、歪んだ作家の趣味にあわせて選び出され、台無しになってしまった事件の抄録を読むより、はるかにためになるのだから¹⁶」。パベルノによれば、1866年は、新聞各紙がロシアにおける新しい公開裁判の模様を伝えて、犯罪がはじめてジャーナリズムの大きなテーマとして浮上した年であった¹⁷。チストフ事件が『声』紙に掲載されたのは1865年だから、時期の確定には慎重であらねばならないが、コーガンが注目しているように、そもそもチストフの軍法会議はロシアにおける最初の公開訴訟の一つだったのである¹⁸。

したがって、考えるべきなのは、ある一つの犯罪の詳細であるよりも、60年代半ばに口

シアではじめて可能になった裁判記録という新たなジャンルと小説形式との構造的な関係なのだ。小説形式の勃興に関する古典的研究でイアン・ワットは述べている。「陪審が待ちうけるものと小説の読者が待ちうけるものとは、多くの点で一致する。両者ともに所与の事例の「すべての詳細」を知りたがる。出来事があった時間についても場所についても。両者ともに当事者の身元について納得のいく返答を要求し […] 立会人が「自分の言葉で」語るのを期待する。実際に陪審は、T. H. グリーンが小説に特徴的な見方とみなした「状況の面から人生を見る」やり方をするのである¹⁹」。犯罪という主題論的な側面のみならず、事件の全体を具体的・個別的な複数の視点の相互参照から明らかにしようとする形式的な配慮において、裁判と小説はきわめて近いのである。

しかし、一口に裁判記録といっても、その形式は一様ではない。「ラスネール訴訟」が「ダゲレオタイプの正確さ」(XIX, 90)で再現された裁判記録だという『時代』編集部の言葉は、少なくとも誇張されている。それはラスネール自身の手になる『回想録』(1836年)と裁判記録から再構成された犯罪者の生涯の物語であって、その三人称叙述は、時としてバルザック的とも呼びたくなるような詠嘆調にまで達する。

ラスネールは法律の研究に身を捧げることを望んでいた。パリが彼を惹きつけた。あんなに素早く立身出世がなし遂げられるパリ、当時は公開の弁論が威力をもっていて、たった一日のうちに、たったの一言で、有名人になることができたパリ！パリで弁護士の職を得ること、それは若者のまっとうな夢ではないか！……²⁰

これに対し、オリジナルの犯罪者の一人称は、序文において、読者の注意のすべてを「私」の内面に集中させようとする。

それでは、諸君に秘密のすべてを教えることにしよう。私の生涯の秘密だけでなく、私の心深くに秘めた思想と感情の秘密である。諸君がここに小説家たちが書くようなシーンを期待しているなら、それは誤解というものだ。私の生涯には様々なことがあったが、作家の先生方が書き散らしているようなエピソードはない。約束できるのはただ一つ。諸君に、私自身が読んだ通りに私の心を読み、心臓の鼓動と脈拍を一つ一つ数えさせてさしあげよう。²¹

「ラスネール訴訟」は三種類のディスクール——裁判記録、一人称の回想、三人称の伝記——の混淆体なのである。法廷弁論の直接話法と回想録からの引用を枠付けし、両者を統御しているのが、三人称の語り手だ。だから、「ラスネール訴訟」においてドストエフスキーの興味を引いたのは端的に質問と答えが繰り返される裁判記録の形式だったという解釈は、的外れというほかない²²。しかしまた、先に引用したタイプの三人称叙述がとくにドストエフスキー的というわけでもない。三つの文体のうち、『罪と罰』との関係で注目すべきなのは、むしろ『回想録』の一人称叙述である。『罪と罰』の初期の草稿にみられる一人称叙述、とりわけ、1865年10月から12月頃に書かれたと推定される草稿「裁きの場では、獄中で回想録を書く犯罪詩人の姿を十分に想起させる。

ぼくは裁きの場ですべてを話す。すべてを書きとめておこう。書くのは自分のためだが、他人が読んでもかまわない。お望みならぼくの裁判官全員が読むがいい。これは告白だ。何も隠したりしない。

これらすべてがどう始まったかは、話しても仕方ない。単刀直入に、これらすべてがどう実行されたのかという点から始めよう。この日の五日ほど前、ぼくは狂人のように歩き回っていた。そのときぼくが実際に狂人だったなどは絶対に言わないし、そんな嘘で自分を正当化したくない。絶対に、絶対にしたくない！（VII, 96）

オリジナルの『回想録』の雰囲気は「ラスネール訴訟」では稀薄にしか感じられないし、ドストエフスキーが『回想録』を読んでいたという確証もない。しかしドストエフスキーはユーゴーの『死刑囚最後の日』（1829年）から大きな影響を受けており（「おとなしい女」、1876年）、『回想録』の作者は『死刑囚最後の日』を強く意識していた²³。意識的であれ無意識的であれ、「裁きの場で」の一人称は、これらのテキストを通して、ミシェル・フーコーが「処刑台上の言説」と呼んだものの伝統に連なっているのである。広場につめかけた民衆を前にして処刑の直前に死刑囚が発する最後の言葉——それは、自らの生涯と犯罪と改悛への道を要約して、権力が下した裁きを正当化すべきものであったと同時に、闇に包まれていた犯罪を白日の下に曝け出し、権力に対する人目につかぬ戦いを叙事詩的な英雄行為にまで誇張する危険な潜勢力を持っていた。それはしばしば印刷されて流布し、死刑囚の身体は治癒力をもつ聖物として崇拜された。刑場の見世物^{スペクタクル}は、権力者と罪人の役割を一時的に逆転させる一種のカーニヴァルだったのである²⁴。『回想録』と「ラスネール訴訟」が共に伝える処刑前夜のラスネールの言葉を引用しておこう。「私を愛してくれた人々に、また、無理もないことだが私を呪っていた人々にも、別れの挨拶をおくろう。そして、この回想録の読者諸氏に。どの頁からも血が滲んでいるこの書物を諸君が読むのは、死刑執行人が私の血で赤く染まった三角刃をもうとっくに拭き取ってしまってからだろう。ああ、私のことを記憶の片隅に入れておいてくれたまえ……さらば！²⁵」

だが、ドストエフスキーは犯罪者の一人称を採用しなかった。そして、ラスネールもユーゴーも、厳密に言えば「処刑台上の言説」の秩序に属してはいない。グレーヴの刑場で華々しい見世物となる栄光はラスネールには与えられず、サン・ジャク市門の故障したギロチンは滑稽な失敗を繰り返した挙句、やっとのことで彼の首を斬り落す。彼を取り巻いていたのは広場の民衆の怒号ではなく、独房に面会にやってきて彼を社交界の寵児にした有閑階級の猫撫で声であった。フーコーに言わせれば、彼は「非行性という姿で強制服従させられ、言説という形式に変えられた——つまり二重に無害無毒になった違法行為の象徴的な形象²⁶」なのである。フランスの監獄システムに関する論文の作者でもあるラスネールは、「社会は「復讐するために罰する」ことをしてはいけない。改善するために矯正することをなすべきである」と書くユーゴー²⁷同様、フーコーの言う「規律・訓練」^{ディシプリナ}の社会に属している。そこでは法の侵犯はもはや英雄的行為たりえず、犯罪者は、ラスネールのように特権階級の美的消費の対象になるか、ロシアでは1860年代に「犯罪と刑罰」のポポフが述べるようになるような、「矯正」の対象になるしかない。「愚鈍と狂気と犯罪は同一の原因から生じる異なった結果にすぎない。あるいは、最後のものは前二者の表現の一つにすぎないと言ったほうがよい。[...] 犯罪は、多くの場合、^{オルガニスム}身体の不調や、生活費・教

育費の不足から生じるのであるから、懲治監獄もまた病院と工場と学校を含んでいなければならない²⁸。「地下室の男」の言葉を借りれば、「小説にはヒーローが要るのに、ここにはわざとアンチ・ヒーローの特徴ばかりが集められている」(V, 178)。だからといって、犯罪者の失われた栄光の回復は問題にならない。偉大なる叔父のパロディーとして出現したルイ・ナポレオンから「凡人／非凡人」の思想を引き出したラスコーリニコフは²⁹、いわばパロディーのパロディーたることを運命づけられている。彼の犯罪を描き出すためには、別の語り方を発見しなければならない。

3. 新聞のパースペクティヴ

新聞は雑誌とは違った語り方をする。当時の新聞の語法は現在のそれとも同じではない。前述したミケラーゼ事件の第一報はこうだ。「信頼できる筋から次のニュースがわれわれのもとに届いた。「本日9月8日水曜日の朝、バンコフスキー橋近くの46番アパートで殺人があった。殺害されたのはベック氏とその料理女である。殺害の目的は、うわさから判断するかぎり、強盗である」。第二報。『コンスティテュシオネル』紙にペテルブルクのベック殺害事件に関する次の記事が載った。記事の正確さに関する責任は、これを伝えた同紙の通信員にある³⁰。通信員体制の未整備と長年にわたる検閲の恣意的な介入の結果、報道に対する責任の所在はきわめて曖昧になっていた³¹。言い換えれば、「うわさ」の相対的な確からしさを積み重ねていくのが、当時の新聞のやり方だったのである。

ミケラーゼ事件の記事が載ったのは『声』紙の「ペテルブルクの出来事」欄だが、この「出来事 Отметки」欄に関しては、前述のダニーロフも注目した興味深い挿話がある。『罪と罰』にある。自分に嫌疑がかけられているのではないかという不安に怯えるラスコーリニコフが、料理屋「水晶宮」で自らの犯罪の新聞記事を読むように読む場面。

古い新聞とお茶が運ばれてきた。ラスコーリニコフは腰をすえて捜しはじめた。「イズレル——イズレル——アステカ人——アステカ人——イズレル——バルトラ——マッシモ——アステカ人——イズレル……ちっ、くそっ！ ああ、出来事欄はここだ。階段から落下——町人が飲みすぎで死亡——ペスキ区で火事——ペテルブルク区で火事——またペテルブルク区で火事——またペテルブルク区で火事——イズレル——イズレル——イズレル——マッシモ……あ、これだ……」(VI, 124)。

イズレルはペテルブルク近郊の園遊会場のオーナー、マッシモとバルトラはメキシコ原住民アステカ人の最後の生き残りという触れ込みでヨーロッパ中で見世物にされた小人、1865年のペテルブルクは実際に火事が多かった、など、引用中のほとんどすべての細部は当時の実際の新聞記事で裏付けられるわけだが、ここで注目したいのは、これらの記事が互いにまったく無関係であることがことさらに強調されている点である。都市の娯楽と見世物と、不穏な火事と殺人事件をけじめなく並置する新聞紙のディスクール。ターディマンによれば、新聞は最初の「近代的言説構成の反有機論的様態 *anti-organicist mode*」であった。「一面から四面まで整然と並んだ欄のなかにでたらめに並べられた記事、広告、論評、通知(19世紀の日報新聞では、これらはすべてほとんど同じ単調な印刷体裁をしていた)は、相互に直面しながらも同時にせっせと無視しあっていた。ここに調和や解決があり得

るだろうという考えや期待、これらのものが集まって一つの意味をなすだろうという観念は、新聞という形式にまったく反映されていない。それはわれわれに、日々の経験が一見して取り返しもつかないほど断片化していることを教え、それを常態化することで、われわれに断片化した生を生きる準備をさせているのだ³²。ターディマンの見事な記述に、グロスマンとパフチンの指摘を重ね合わせてみれば、新聞という新しいメディアを受け入れ、かつそれに抵抗するドストエフスキーの姿勢が見えてくるだろう。グロスマンによれば、「構成面での彼の主要な課題は、素材の有機的統一という偏見の破壊である³³」。パフチンによれば、「きわめて多様で矛盾した素材が並んで互いに向き合いつつ広がる新聞紙面を、ある一日の切断面における現代社会の諸矛盾の生き生きとした反映とみなす彼の深く繊細な理解」は、ドストエフスキーの芸術的視覚の基本的特徴なのである³⁴。

内容の面ではさして重要とも思われないチストフ事件だが、新聞の形式的側面から考えたとき、その歴史的意義が見えてくる。チストフの裁判がロシアではじめての公開裁判の一つだったことはすでに見たが、『声』紙の記事は、同時に最初の裁判速記録でもあった。ロシアにおける速記の歴史は1792年に遡るが、司法改革の際に政府が裁判所への速記の導入を検討したことで、速記法はにわかにも注目を浴びる。国民啓蒙省の委員会は、ガベルスベルガー式にもとづくオリヒンの方式と、シュトルツェ式にもとづくパウルソンとメッサーの方式を評価し、双方の教科書が出版される³⁵。だから、1865年9月の「商人の息子ゲラシム・チストフの野戦軍法会議（速記録 Стенографический отчет）」は、単なる「一つの犯罪の心理的な報告書 отчет」にとどまらず、生まれたばかりの速記法のお披露目でもあったと考えなければならないのである。話された言葉をそのまま記録する新しいテクノロジーの誕生であり、「ラスネール訴訟」で謳われた「ダゲレオタイプの正確さ」は、ここではじめて実現したのである。

速記者A. アルトボレフスキーなる人物が記事の冒頭から姿を現す。「私の指導の下で速記にあたったのは弟子のB. И. オゼルツコフスキーとC. Н. ソコロフである。私の事前の許可なくこの記事を転載されることのないよう衷心から願います。私の住所は『声』編集部に伝えてある」。以下、法廷での生々しいやりとりが直接話法で再現される。

議長（被告人に向かって）[…] われわれのなかに誰か疑いをもつ者がいるかね？（被告人、黙っている）。裁判のために任命された委員会に疑問はあるかね？

チストフ——そんなものありようがありません。ただ、閣下、お願いです、捜査官のシリャフチンさんみみたいな扱いをしねえでください。

議長（彼の話のをさえぎって）では疑問はないのだね？

チストフ——ありません。

議長——よし、では署名しなさい。（チストフ、検事卓で署名する）。³⁶

従来の研究は一顧だにしていないが、裁判は極めて緊迫したものであった。起訴事実に対して弁護人は猛烈な早口で反論を展開し（一分間に約1050字もの早さだったので、速記者が一人だったら書き取れなかったであろうと、アルトボレフスキーはわざわざ注記する³⁷）、法の条文をたえず引用しながら証拠の一つ一つを疑問に付していったのである。新しい証拠が提出され、証人たちは相次いで証言を撤回して、傍聴人席からはざわめきが起

こる。堪えかねた検事は叫ぶ。「被告人に対する告発に反論するなら、弁護人は被告の完全な無罪を復元すべきであって、これこれの証拠はこれこれの法の条文に照らして起訴事実として不十分だと一方的に言うだけではいけないでしょう」。弁護人も容赦しない。「検事殿は自分が提出したチストフに不利な証拠を私が覆していないとおっしゃる。それなら私も言いますが(検事に向かって)、私の弁論にあなたは反論しておられない³⁸」。審理は紛糾した。この日の裁判は、結局、判決を下すことができずに閉じられたのである。

チストフの裁判記録は『カラマーゾフの兄弟』の法廷場面にも比すべきドラマを記録していたのであり、その迫真の描写を可能にしたのは生まれたばかりの速記という技術だったのである。重要な歴史的符合だ。一年後、ドストエフスキーはオリヒンの速記学校の生徒アンナ・グリゴリエヴナに出会い、『賭博者』をはじめ口述速記で完成させ、そのまま彼女と結婚してしまうのだから。以後、ドストエフスキーはアンナ夫人の速記による口述という創作スタイルを確立するが、ジャック・カトーも述べているように、そのことの意義はいまだ十分に強調されていない³⁹。だが、あまり先を急ぐのはやめよう。『罪と罰』に裁判速記録の直接の反映が見られるわけではないからだ。ここでは1865年の新聞のディスクールのうちに確認した特徴をまとめておこう。(1) 複数の不確かな証言の積み重ねによる真実への漸近。(2) 互いに無関係に見える事柄の思いがけない並置。(3) 話された生の言葉を再現する速記というテクノロジーとの出会い。そしてなにより、(4) 「何月何日」という切断面に制限されたパースペクティブ。新聞紙上で、チストフ事件の真相はいまだ開かれたままである。それは、確実な死の直前という唯一無二の視点から全生涯を見渡す死刑囚のパースペクティブとは、まったく異なる物語行為を可能にするはずだ。

4. 積極的な欠如

一人称から三人称への変換という『罪と罰』創作史上に名高い転機は1865年12月頃に訪れた。彼は創作ノートに書きつけている。

いわば、眼には見えないが、すべてを知っている存在である作者の名において語ること。ただし、いつときも彼から離れず、「これらすべてはあまりにも思いがけないことだったので」といった言葉まで残す。(VII, 146)

実に両義的な表現だ。一方でそれは、主人公の視野を超えた全知の視点の導入を意味する。読者がラスコーリニコフ母娘に対するラズミールヒンの献身に微笑し、スヴィドリガイロフとドゥーニャの対決に息詰まる思いをすることができるのも、このおかげである。しかし他方で、それは視野の二重の制限も意味している。グロスマンが最初に指摘したように、『罪と罰』の語り手は、主人公の視野に密着することで、自らの力を抑制している⁴⁰。だがそれは、自らの権利を積極的に行使して主人公の盲点を明らかにすることで、「死刑台上の言説」の自己愛的全能感を罰してもいるのだ。「告白にするなら、もう最後の最後まで、すべてを明らかにしなければならぬ」が、三人称が可能にする「極度のナイーブさと率直さ」(VII, 148, 149)は、主人公の自閉を許さないのである。

ラスコーリニコフの困難は、ほとんど心身喪失状態のうちに犯した自らの犯罪の意味を、後から了解しなければならないことにある。過去の空白を埋め、それをもう一度生き

なおすことで、分裂した自己の同一性を取り戻すことが必要なのだ⁴¹。「のちに」という表現が冒頭から繰り返し現れるのはそのためである。「若い男はのちに何度もこの第一印象を思い出した」(VI, 12)。文学史に名高いソーニャへの告白は、犯罪の動機を自分自身に対していま明らかにするという時間錯誤の極致であると同時に、他者の呼びかけを拒み、あくまで自分で自分を意味づけようとする主人公の無惨な敗北の記念碑なのである。「母を助けるために殺したんじゃない——そんなのは馬鹿げている！ 生活費と権力を手に入れて人類の恩人になるために殺したんじゃない。馬鹿げている！ ぼくはただ殺したんだ。 […] こういったことがみんな、いま分かったよ……」(VI, 322)。この絶望を、誇り高き一人称は救うことができない。眼の前に霧がかかったような奇妙な無感動の時期が訪れる。日付の前後や夢と現実の区別すら混乱してくる。だが、ここで三人称の語り手がそつと別の視線を持ち込んでいることに注目しよう。「少なくとも、のちに当時を思い出し、思い出したことをはっきり理解しようとしたとき、彼は、自分自身に関する多くの事柄を、第三者から得た情報に頼って、はじめて知ることができたのである」(VI, 335)。

「第三者たち *посторонние*」とは誰であり、「のちに」とはいつのことか。テキストは語っていない。第六部とエピローグの濃密な物語のあいだの書かれざる空白。だが、確かなことが一つある。ラスコーリニコフが召喚された法廷が、彼にまったく新しい自己認識を強いたということであり、彼がそこで「第三者」たる証人たちの言葉を受け入れたということだ。多かれ少なかれ他人でしかない証人たちの、どれも断片的で不確かな証言から真理を導き出そうとする、神なき時代の裁判。しかしそれこそが、傲慢な意識には到達できなかった外部との交渉を可能にしている。ソーニャの愛もポルフィーリーの同情も欠いているからこそ、ラスコーリニコフはここではじめて他者の視線を受け入れることができる。それは、孤独な一人称のパーспекティヴでも神のごとき全知の視点でもなく、むしろパーспекティヴの欠如こそが積極的に可能にする他者の視線との交流の場なのだ。

おそらく、この積極的な欠如こそ、1865年の新聞が可能性として指し示していたものではなかったか。それは、国家の未来に関して大げさな予言を競い合う厚い雑誌のパーспекティヴからはいささか外れた視線である。またそれは、想像上の「国民」が投射されるスクリーンでもない⁴²。ドストエフスキーにとって新聞とは、むしろ視野の制限と分散を可能にし、出来事の開かれた未完結性を保証する装置なのである。

だが、ドストエフスキーの創作における『罪と罰』の抜きがたい曖昧さを忘れてはならない。裁判に比せられる限定された視点の複数性は、エピローグにおける神の視点の圧倒的な現前によってあっさり覆されてしまう（だからバフチンは、それを単なる「文学の約束事」として却けなければならなかった⁴³）。ジャーナリズムの精神から誕生した『罪と罰』は最後にジャーナリズムの精神を裏切っているとも言えるのであって、その十全な展開は、語り手の全知が「拒否」され、「噂話とゴシップの媒介^{メージウム}」と化す『白痴』以後の長編を待たなければならない⁴⁴。速記に関しても同様である。先に引用した「無感動」の時期の記述からはじまる第六部とエピローグが、まさしく『賭博者』のための中断後にアンナ・グリゴリエヴナによって口述速記された部分であることは意味深長だ。そこから想起されるのは絶対的な真理の顕現にむけて徐々に語りを組織していく口述者＝命令者の姿だが、後のドストエフスキーにとって速記という言語実践が重要であったとしたら、それは、彼が口述し命令する側ではなく、見通しを欠いたままひたすら言葉を記録する速記者に自ら

を同一化していたからにはかならないからである⁴⁵。本稿で敢えて試みた新聞と雑誌の差異化についても、その曖昧さは否定すべくもない。そもそも19世紀における二つの語の用法が揺れているうえに、晩年のドストエフスキーが心血を注いでいた個人月刊誌『作家の日記』（1873, 1876-81年）の構想は、少なくとも1864年まで遡ることが確められているのだから⁴⁶。だが、おそらくこうした両義性は、世界の「全体」を表象することをつねに欲望しながら、同時にそれを不断に挫折させる小説とジャーナリズムの構造に由来している。この曖昧さこそが、われわれの課題である⁴⁷。

註

- 1 ただし、『罪と罰』が完結した『ロシア通報 *Русский вестник*』1866年第12号が実際に刊行されたのは1867年2月である。当時の雑誌は刊行が遅れることが多かった。
- 2 Данилов, В. В., “К вопросу о композиционных приемах в «Преступлении и наказании» Достоевского”, *Изв. АН СССР. Отд-ние обществ. наук*, 1933, № 3.
- 3 Гроссман, Л. П., “Город и люди «Преступления и наказания»”, Ф. М. Достоевский, *Преступление и наказание*, М., Гослитиздат, 1935, с. 41.
- 4 *Время*, 1863, №№ 3-4.
- 5 Достоевский, Ф. М., *Полное собрание сочинений в 30 томах*, Л., Наука, 1972-1990, т. 28 (2), с. 136-137. 以下、ドストエフスキーからの引用はすべてこの版に拠り、本文中にローマ数字で巻数を、アラビア数字で頁数を示す。なお、本稿では特に断らないかぎり引用中の強調はすべて原文であり、日付はすべて露暦である。
- 6 Орнатская, Т. И., “К истории создания романа «Преступление и наказание»”, *Достоевский: Материалы и исследования*, т. 7, Л., Наука, 1987. ただし、白白の状況が報道されたのは10月6日付の『声』紙だから、カトコフ宛書簡とは関係がないことになる。
- 7 日付の面から言っても、カトコフ宛書簡とチストフ事件をじかに結びつけるのはやや無理があるように思う。1865年7月末から10月にかけてドストエフスキーはヴィスパーデンとコペンハーゲンに滞在していた。彼が外国でもロシア語の新聞を読む習慣を改めなかったことは、1867-68年のジュネーヴ滞在に関するアンナ夫人の回想から窺うことができるし（Достоевская, А. Г., *Воспоминания*, М., Правда, 1987, с. 187.）、当時のロシアとヨーロッパの通信事情は良好で、例えばジュネーヴではほんの二日遅れでモスクワの新聞を読むことができたらしいが（Catteau, J., *Dostoyevsky and the Process of Literary Creation*, trans. J. Littlewood, Cambridge Univ. Press, 1989, p. 483n.）、それにしても両者の日付は接近しすぎている。なにより、書簡中の「ごく最近のいくつかの出来事」という表現が、特定の一つの事件の意義を過大に評価してはならないことを示している。
- 8 Белоусов, Р., “Пьер Ласенер и Родион Раскольников”, *Литературная учеба*, 1980, № 4.
- 9 Бахтин, М. М., *Вопросы литературы и эстетики*, М., Худож. лит., 1975, с. 100.
- 10 当時の月刊誌は内容別に「部 отделение」に分かれているものが多い。『時代』創刊号を例にとると、文芸作品を中心とした第一部、第二部「批評」、第三部「国内報道」、第四部「政治情勢」、第五部「戯評」に分けられ、それぞれが頁番号1から始まる。次号の各部の頁番号は、前号の対応する部と連続する。
- 11 Белинский, В. Г., *Собрание сочинений в девяти томах*, т. 7, М., Худож. лит., 1981, с. 148.

- 12 Рейтблат, А., *От Бовы к Бальмонту: Очерки по истории чтения в России во второй половине XIX века*, М., МПИ, 1991. およびエーシン『ロシア新聞史』阿部幸男・阿部玄治訳, 未来社, 1974年を参照。レイトブラトは1870年代末のサルトゥイコフ=シチェドリンの言葉を引用している。「わが国の文学の相貌はここ15年でずいぶん変わった……(月刊の)大雑誌は落ち目になり, 代わりに, 世論を指導する役割を日刊新聞が担うようになった」(Рейтблат, *От Бовы к Бальмонту*, с. 109)。
- 13 Гроссман, Л., *Поэтика Достоевского*, М., Гос. академия худож. наук, 1925, с. 176.
- 14 Карлова, Т. С., *Достоевский и русский суд*, Казань, Изд. Казанского ун-та, 1975, с. 15-17.
- 15 Любавский, А., изд., *Сборник замечательных уголовных процессов*, СПб., Типография товарищества «Общественная польза», 1866. с. I-II.
- 16 *Гласный суд*, 1867, 16 (28) марта, № 59. *Критика 60-х годов XIX века*, М., АСТ, 2003, с. 356. から引用。ここでついでに注意しておく, 『罪と罰』は1864年の司法改革の結果を反映したものではない。裁判諸法の施行規程の成立は1865年10月19日であり(高橋一彦『帝政ロシア司法制度史研究——司法改革とその時代』名古屋大学出版会, 2001年, 162頁), 逆に作品中で新制度の代表のように扱われている「予審判事」はすでに1860年に導入されている(同書86頁。高橋は“судебный следователь”を「取調官」と訳している)。カールロヴァが言うように, 『罪と罰』はむしろ旧制度から新制度への移行の瞬間を捉えた作品なのである(Карлова, *Достоевский и русский суд*, с. 49-70)。
- 17 Паперно, И., *Самоубийство как культурный институт*, М., НЛЮ, 1999, с. 99.
- 18 Достоевский, Ф. М., *Преступление и наказание*, М., Наука, 1970, с. 779.
- 19 イアン・ワット『小説の勃興』藤田永祐訳, 南雲堂, 1999年, 42頁。
- 20 “Процесс Ласенера”, *Время*, 1861, № 2, с. 2.
- 21 Stead, P. J., trans. and ed., *The Memoirs of Lacenaire*, Staples Press, 1952, p. 57.
- 22 Murav, H., *Holy Foolishness: Dostoevsky's Novels and the Poetics of Cultural Critique*, Stanford Univ. Press, 1992, p. 51-52.
- 23 “Процесс Ласенера”, с. 47.; *The Memoirs of Lacenaire*, p. 221.
- 24 フーコー『監獄の誕生——監視と処罰』田村俣訳, 新潮社, 1977年, 60-70頁; Davis, L. J., *Factual Fictions: The Origins of the English Novel*, Univ. of Pennsylvania Press, 1996, chap. VII.
- 25 “Процесс Ласенера”, с. 47.; *The Memoirs of Lacenaire*, p. 226.
- 26 『監獄の誕生』, 281頁
- 27 「序」, 『死刑囚最後の日』豊島与志雄訳, 岩波文庫, 1982年, 156-157頁。
- 28 *Время*, 1863, № 4, с. 138.
- 29 VII, 338-339.; ベローフ『『罪と罰』注解』糸川紘一訳, 群像社, 1990年, 225-226頁。
- 30 *Голос*, 1865, 9 (21) сентября, № 249 и 30 сентября (12 октября), № 270. 強調引用者。
- 31 エーシン『ロシア新聞史』, 43-44頁。
- 32 Terdiman, R., *Discourse/Counter-Discourse: The Theory and Practice of Symbolic Resistance in Nineteenth-Century France*, Cornell Univ. Press, 1985, pp. 122, 125.
- 33 Гроссман, *Поэтика Достоевского*, с. 177.
- 34 Бахтин, М. М., *Собрание сочинений в семи томах*, т. 6, М., Русские словари, 2002, с. 38.
- 35 “Стенография”, *Энциклопедический словарь*, полутом 62, СПб., Брокгауз-Ефрон, 1901.

なお1865年2月7日付『ペテルブルク新聞』には「来るべき司法・自治体改革にむけた無料短期速記講座開設のお知らせ」なる記事も掲載されているという（VII, 387）。

36 *Голос*, 1865, 7 (19) сентября, № 247.

37 *Голос*, 1865, 9 (21) сентября, № 249.

38 *Голос*, 1865, 13 (25) сентября, № 253.

39 Catteau, *Dostoyevsky and the Process of Literary Creation*, p. 177.

40 Гроссман, “Город и люди”, с. 45.

41 Holquist, M., *Dostoyevsky and the Novel*, Northwestern Univ. Press, 1986.

42 ベネディクト・アンダーソン『増補 想像の共同体——ナショナリズムの起源と流行』白石さや・白石隆訳, NTT出版, 1997年, 50-62頁。

43 Бахтин, *Собрание сочинений*, т. 6, с. 50-51.

44 Туниманов, В. А., “Рассказчик в «Бесах» Достоевского”, *Исследования по поэтике и стилистике*, Л., Наука, 1972, с. 112.

45 Бахтин, *Собрание сочинений*, т. 6, с. 64-66.; Лихачев, Д. С., “«Летописное время» у Достоевского”, *Историческая поэтика русской литературы*, СПб., Алетейя, 1997, с. 111.

46 Morson, G. S., *The Boundaries of Genre: Dostoyevsky's Diary of a Writer and the Traditions of Literary Utopia*, Northwestern Univ. Press, 1988.

47 本稿は平成14-16年度文部科学省科学研究費補助金（課題番号14710363）による研究成果の一部である。